

はじめに

…同和保育から人権保育への発展をめざして…

人権保育とは、人間形成に大きな影響力がある乳幼児期から一人ひとりが、人間として認められ、自らをかけがえのない存在と実感し自分らしく生きること、そして、さまざまな活動を通してお互いの個性を認めあい尊重しあい、人（他者）との豊かな関係を築き育むための保育です。

豊中市では、これまで同和保育基本方針〔昭和 61 年（1986 年）〕・同和教育基本方針〔昭和 46 年（1971 年）〕・障害児保育基本方針〔昭和 49 年（1974 年）〕・障害児教育基本方針〔昭和 53 年（1978 年）〕のもとに、保育および教育の実践をすすめてきた経緯があり、すべての保育所・幼稚園において、子ども・保護者の豊かな関係を育む仲間づくりの視点から、部落差別をはじめ障害者差別、性差別、民族差別など、子どもにかかわるさまざまな差別の解消に向けた取り組みを積み重ねてきました。

その積み重ねを基盤に、保育・教育実践に今、改めて求められるのは、生きる喜びと子どもの最善の利益を守る保育、共に認めあい共に生き共に育ちあう保育、子どもの生きる力を培い、子どもの持つ可能性を最大限に発揮できる保育・教育の実現です。

しかし今、社会では、子どもを取り巻く人々の価値観や社会構造等の多様化が進み、家族の小規模化、地域とのつながりの希薄化等により、親も子も新たな出会いの場を見失い、子育てを保護者だけで抱えこまざるを得ない現状があります。

その結果、子どもも保護者も不安感や負担感から追い詰められ、児童虐待や虐待にかかわる相談ケースの増加につながるなど、子育ての孤立化が進み、子育てや子育ての困難さが懸念される深刻な状況にあります。

これらが複雑に絡みあい、地域での子育て力の低下が進んで、これまで遊び等を通して育まれていた社会性・創造力・想像力（イメージする力）などが育ちにくくなっており、子どもの姿からは、自分の気持ちが出せない・自分に自信がな

く自尊感情が持てない・人に対する無関心等が見られます。

このような状況から今後、さまざまな差別の解消に向けた取り組みや、多様な文化を享受できる土台としてこの人権保育基本方針（以下「基本方針」と言う。）が活かされ、子どもを取り巻くすべての社会環境（生活）に根ざすことをめざし、新たな課題を持たせている社会側が豊かに変わっていくこと、そして、豊中市の子どもたちや子どもを育てる大人たちを豊かにしていく源となるよう、基本方針の策定を行うものです。

なお、この基本方針は、個別の人権問題をひとまとめにするのではなく、部落差別・障害者差別・性差別・民族差別など、それぞれにどのような現状があるかを見すえ、本市「人権文化のまちづくりをすすめる条例」に基づき、人権尊重をめざした保育・教育を推進するための基本理念・推進方向を示しています。

一方、地域で共に生きていく仲間として在宅の親子を視野に入れた地域支援の柱を設け、保育所・幼稚園・通園施設・子育て支援センター等が、それぞれどのような支援を行うのか、子どもにかかわる関係機関や地域の団体等と連携して共に行う支援は何かを明確にし、地域も含めた人権保育の構築をめざします。

そして今後、子どものさまざまな人権の確立に向けて、子どもにかかわる職場のすべての人に、この基本方針は深いつながりを持つものです。

ここに掲げられている人権尊重の精神が、地域社会にひとつの文化として普遍的に織り込まれるきっかけとなり、子どもたち一人ひとりの人生に希望の灯をともし指針となることを願ってやみません。

1. 豊中市人権保育基本方針 基本理念

(1) 背景及び趣旨

豊中市ではこれまで、児童福祉法の理念のもと、同和保育基本方針・同和教育基本方針、障害児保育基本方針・障害児教育基本方針を4本柱として保育をすすめてきました。

重要な観点として、差別のない社会をつくるために同和地区の子どもたちに差別に打ち勝つ力を育むこと、すべての子どもたちに差別をしない、許さない人間として育むことの重要性を謳い、すべての保育所・幼稚園において同和保育を推進していくことを明らかにするとともに、障害児保育では「共に育つ」を基本に、30年にわたる実践を積み重ねてきました。

平成10年(1998年)には「豊中市立保育所の子ども像」を策定し、どんな人間に育って欲しいか、どんな力を身につけた子どもにしたいかを「人権感覚を豊かに持ち、仲間と共に行動していくことができる子ども」として大きな方向性を示し、「豊かな自己を持つ子ども」「きめつけ*をなくし、仲間との豊かなかかわりを持つ子ども」「遊びや生活の見通しを豊かに持つ子ども」の3つを柱として、子どもの現状を見すえ課題を探りながら、きめつけられている子どもに視点をあてた仲間づくりを通して、子どもの人権を軸にした保育を展開してきました。

一方、日本は平成6年(1994年)に「児童の権利に関する条約」を批准しました。

この条約で第2条に「人種・皮膚の色・性・言語・宗教・政治的意見・その他の意見・国民的・種族的若しくは社会的出身・財産・心身障害・出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしに、この条約に定める権利を尊重し及び確保する」と、第3条、4条では「子どもにとっての最善の利益」が考慮されるよう謳われています。

さらに、「自分らしく生きること」(第7・8・30条)、「意見を表明する権利」(第12・14・17条)等、子どもにかかわる大人は、人としての尊厳(生命・人格の尊重)を十分に重んじることが謳われています。

このように本市では、「同和保育・同和教育」や「障害児保育・障害児教育」「児童の権利に関する条約」の趣旨を十分にふまえ、子どもの人権尊重の視点を地域の実態

*きめつけ：仲間の中で、自分の人間の存在としての価値を否定された時、例えば、自分の持っている力を発揮したり、やりたい気持ちなどを妨害され、無視されたり軽く見られる、対等でないなどの見方や関わりを「きめつけ」とよんでいる。

や保護者の背景から学び、人と人の豊かな関係を築く仲間づくりを基調とした保育を実践するため、子どもたち一人ひとりにどのような人権の問題が起きているのか、子どもの置かれている現状から紡いできた貴重な実践を糧に、今日的な子育ての現状も合わせて、あらたに人権保育の構築へと発展させていくものです。

そして、これまで培ってきた人権尊重の精神を保育に生かしていく力が、さまざまな差別の解消に向け、人権保育基本方針の策定につなげていくものです。

なお、「同和保育」「障害児保育」「男女共同参画保育」「多文化共生保育」及び「地域支援」のそれぞれの領域の具体化にあたっては、それぞれの基本目標を保育過程に積極的に位置付け、乳幼児の実生活の課題と結びつけたものとします。

(2) 基本理念

一人ひとりの人権を大切にする保育

人間形成の基礎が作られる乳幼児期は、人権尊重の精神を育むことが極めて重要です。子どもたちは身近な大人に愛され、受け入れられ、認められる体験を重ねることで、自分がまわりの大人から大切にされていることを実感し、自分自身を大切に思えることが人への信頼感を生み、豊かな人間関係の土台が培われていきます。

保育では、「権利の主体は子どもたちにある」という「児童の権利に関する条約」の趣旨をふまえ、一人ひとりをかけがえのない存在として、人としての尊厳（生命・人格の尊重）を重んじてかかわることが大切です。

- 子ども一人ひとりの願いや、思いが大事にされる保育
- 自尊感情を育む保育
- 仲間との豊かな関係で輝いて生きる保育

上記の3点を特に重要と認識し、保育者は一人ひとりの個性や可能性を受け止め、子どもの思いや願いを大切にする保育がなされているか、常に自己点検する姿勢が必要です。

子ども自身に、差別の解消に向けて行動する人権尊重の考え方を育む保育

(子ども自身、あるいは仲間に行っている人権の問題について、子ども自身を変えていく力を身につける保育の推進)

子ども自身が守られるだけでなく、大きな視点で考えた時、子どもたちにどのような力をつけていくのかを広く視野に入れておく必要があります。

自分自身や身近な友だちが差別を受ける立場に立った時、それを差別と見抜く力や差別をはね返す力（それはおかしい、イヤ！など）をどれだけ身に付けているかが問われます。人間形成の基礎を培う極めて重要な乳幼児期に「差別を見抜き、差別を許さない」資質を育むことが将来、地球規模で人権尊重の輪を描く第一歩となります。

生活や遊びに見られる子どもの姿を客観的に理解し、子ども同士の関係を変えていく仲間づくりを進める保育の展開・充実が、人権問題を子ども自身が解決していく力を身につけることにつながるものです。

子どもにかかわる大人（保護者・地域・職員）が、人権の問題を共に考えるためのつながりを作る保育

私たちが同和問題から常に学んできたことは、「まわりの意識を変える」ということの大切さでした。このことは今、私たちが策定しようとしている基本方針の同和保育・障害児保育・男女共同参画保育・多文化共生保育・地域支援などの領域を見ても、根底にあるものは社会に根強く残る人権に根ざさない意識であり、そこにどれだけ働きかけるかが課題となります。

差別意識は自分の心の中でじっと潜んでいるのではなく、やがて行動として表われ、^{ひぼう}誹謗・中傷・避けるという行為から、排除・精神的・肉体的攻撃に至るまでエスカレートしていくと言われていています。保育実践の中で、子ども一人ひとりを尊重する肯定的な共感、肯定的に認めあうという基本的な素質をどう育むかを、追求し深めることと合わせて、保護者・地域社会と^{しんし}真摯に向き合って人権尊重の社会を築いていかなければなりません。

2. 基本方向

(1) 人権問題に関する認識と広がり

～世界・日本・豊中市の動き～

昭和23年(1948年)12月10日、国際連合第3回総会で採択された「世界人権宣言」第1条(1項)では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と謳うたわれています。

すべての人々の人権が確立されてこそ、恒久平和を実現させようという精神のもとに、達成すべき人権保障や世界の共通の基準としてこの宣言は採択されました。

その後、46年の歳月を経て平成6年(1994年)には日本で「児童の権利に関する条約」が批准、少子化対策の一つであるエンゼルプランや新エンゼルプランの策定、平成15年(2003年)7月には、それぞれの立場から子どもにかかわる支援をおこない、子育てに伴う喜びを実感できる社会の形成や、少子化の流れを変え、21世紀が夢と希望にあふれた活力ある社会となるよう、「次世代育成支援対策推進法」が公布・施行され、次世代の育成を社会全体で支援していくことを一層求められています。

一方、豊中市においては、同和保育・同和教育、障害児保育・障害児教育を通して、多様性を認めあい、人権尊重を基調とした豊かな仲間づくりをすすめてきた経緯があります。

これまでの取り組みを土台として、子どもにかかわるあらゆる人権侵害の根本的解決を図るための実践的な保育が、人権保育の構築へとつながりました。

世界で、日本で、豊中市で、今、子どもを権利の主体として尊重し、あらゆる場で子どもの最善の利益を考慮していこうという考え方が、長い歴史を経て確かな芽を吹きはじめています。

(2) これまでの取り組みと経過

A 同和保育

本市では、昭和61年(1986年)同和保育基本方針を策定し、その中で「人権尊重の理念に基づき、総合的な取り組みを展開することが重要である」とし、同和保育の推進の項目では「すべての保育所・幼稚園・小学校は、乳幼児の成長発達と学習のあり方について、人権尊重に根ざした保育の目標を持ち、生活全般にわたる科学的・系統的な保育を行う必要があるため、連携の強化・充実に努めなければならない」と謳うたわれています。

そのことから同和保育の理念を土台としながら、保育内容について議論を重ねてきました。その中で、まわりのきめつけた見方が、子どもたちの育ちや、仲間の関係に大きな影響をもたらすことが明らかになってきました。

平成10年(1998年)にはきめつけを軸にしたカリキュラムの見直しを図り、きめつけられた子どもの思いに視点をあてた仲間づくりや、その視点を共有するための公開保育を実施し、個々の子どもの現状や課題を踏まえた保育を実施してきました。

また、同じ人権尊重の視点で子どもを見ていくための幼稚園・保育所合同研修[昭和63年(1988年～)]・実践交流会[平成4年(1992年～)]・実践報告会の実施[平成6年(1994年～)]、子どもの怒り・悔しさや、共感によるつぶやきの採取・展示や、保護者・地域と共に人権講演会の開催、子ども月間や平和月間、人権月間の取り組み等を通して子どもの人権を考える素地が整い同和問題に留まらず、障害者・女性・民族に関わる問題も含め、子どもの現状から広く人権を理解し、保育実践につなげてきた経緯があります。

一方、仲間づくりの視点を保護者と共有して、子育て・子育てについて話すことで、保護者一人ひとりが自分を振り返ってきました。

また、自分を解放できる仲間のつながりを作ることを大事にし、子どもの育ちに返ることをめざした保護者の仲間づくりとして取り組んできました。

部落差別などから、孤立していた保護者がそれぞれに自分を振り返ることで、保護者同士のつながりになり、子育てについても前向きに考えていくことが出来るようになってきました。

しかし、そのつながりを、厳しい社会の現実の中で実感できない保護者も多くいます。

保護者の仲間づくりに取り組むことは、保育所や幼稚園、小学校、中学校、地域において、子どもを軸にした人権の取り組みが地域へと広がり、「この地域で、子育てをしたい」そんな人のつながりになっています。

このことは、この取り組みが同和地区に限らず、市域で実践されることが人との豊かな関係を築く貴重なあゆみになることを示唆しています。

B 障害児保育

障害児保育は、障害がある子どもの保護者からの「地域の保育所で受入れて欲しい」という強い願いを契機に、地域で共に育つことの大切さが認識され、昭和49年(1974年)「障害児保育基本方針」の策定へとつながり、地域の保育所で「共に育ち合う保育」がスタートしました。

障害児保育実施要綱に基づき、嘱託医師や学識経験者からの意見を得て、個々の子

どもの保育課題を明らかにしたうえで、保育体制、保育環境を整え、保育を実施してきました。

保育者自身も、はじめは障害という側面にのみとらわれ、一人の人間として、その存在を認め、他の子どもたちと共に生き、共に育ちあうという当たり前のことが見え、試行錯誤していました。

しかし、障害のある子どもと向きあう中で、障害児保育が保育の原点であることに気づかされ、従来の保育のあるべき姿について、あらためて学ぶきっかけにもなりました。

そして、子どものさまざまな行動を肯定的に受け止めるためには、その行動の意味を理解する必要があり、子どもの育つ筋道の基礎講座・発達講座等でそのことも学びながら障害児保育を実践してきました。その中で障害のある子もない子も、子どもの育つ筋道は同じであることをあらためて学び、子どもの思いに共感し、人への愛着と信頼感を育むことで人間形成の基礎を築き、生きる喜びへとつなげていく保育が定着してきました。

一方、人に対する信頼感は、障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもにとって基盤になるものであり、大人との関係だけでなく、共に育つ視点で子ども同士の豊かな関係を築くことは大変重要と気づかされました。

障害のある子どもたちが、将来、地域で生活し、自己実現して生きていくためには個の発達に留まらず、障害を特別なものとすることなく、さまざまな人が生活する社会が健全な社会とするノーマライゼーション*の視点は不可欠であり、共に生きる仲間として受け止められ、いろいろな友だちがいることが当たり前と感じる子どもや保護者、地域を育むことが求められています。

C 男女共同参画保育

保育所や幼稚園では、女の子、男の子にかかわらず、一人ひとりの思いを大事にして遊びや生活を展開しています。

「女の子はこうあるべき」「男の子はこうあるべき」といった社会的・文化的に作られた固定的な性別役割分担ではなく一人ひとりの個性を尊重した子育てと、男性・女性が共に協力し、女性にかたよらない子育てを視野に入れた保育を推進することが重要です。

そこで子どもたちには、男女間の平等に対する理解を深める視点での絵本の選択や、

* ノーマライゼーション：障害を特別なものとすることなく、地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的考え

男女の役割にとらわれない遊びなど、さまざまな選択があつていいことを伝えていきます。

柔軟な乳幼児期にこそ、選択肢は男女にかかわらず自由であり、かつ多様であることを当たり前にとらえる感性を育むために、保育者の感性を磨くことも合わせて、家庭や地域に働きかけていくことが必要と認識し、男女共同参画にかかわる職員の研修会や保護者向けの講演会を催す機会も設けています。

D 多文化共生保育

本市ではこれまで、言語や生活・宗教文化の面で保護者や子どもとのコミュニケーションをどうするかに悩みながら、毎年 50 人近くの外国の子ども*たちを保育してきました。環境に適応しやすい子どもたちがコミュニケーション言語を獲得した時点で、多文化共生保育は実践しているととらえ、深い部分での課題には触れず、すすめてきた経緯があります。

また、それぞれの国の文化を知ろうと、歌や料理、外国の絵本の読み聞かせ等、誇りとしているそれぞれの国の文化を伝えあってきました。

給食では宗教にかかわる食事の制限にも配慮し、在日外国人の保護者の方に、支えあえる仲間を作ることも合わせて大事にしてきました。

子ども・保護者の思いに共感して、一人ひとりを大切にし、多様性を認めあう保育・教育の実施等、これまで積み重ねてきた同和保育での人権尊重と基本的に共通しており、多文化共生の視点を保育・教育に位置付けていくことが重要です。

(3) 現状と課題

世界人権宣言〔昭和 23 年（1948 年）〕から 50 数年、同和保育基本方針の策定〔昭和 61 年（1986 年）〕から 20 年近く経過しました。

平成 15 年（2003 年）1 月の同和対策審議会答申の中では「残念ながら、同和対策事業によって格差はある程度解消したものの、市民の中にある差別観念はなくならなかった。差別観念は社会制度や“自明化”された社会意識の中に構造化され、解消されないままである。社会には今もって部落差別をはじめ、障害者、女性、在日外国人、H I V 感染者、ハンセン病（元）患者の人びとに対する差別など、さまざまな差別や人権侵害が現存している」と記されています。

* 外国の子ども：外国籍を持つ子どもだけに限らず、外国にルーツを持つ子ども（親が外国籍の子どもや帰化した子ども等）を含む。

保育所・幼稚園における保護者同士の関係でも表面的に差別は見えにくくなってきていますが、言葉で表さなくても人に対する行動、態度で疎外感、差別感を持たされ、みんな一緒でないと不安、だから考え方は違っても本音は言わないなど、ありのままの自分が出せない現状もあります。

子どもに対して、差別があるから「子どもをきちんとさせなければ」と必要以上に厳しく接したり、子ども同士のかかわりの中で、「たたく」「おもちゃを取る」等の行動が気になって、かかわらせないように閉じこもるなど、さまざまな子どもをめぐる問題を一人でかかえてしまっています。

自分のことではなく、他人事としてしか差別を受け止められない厳しい現実が、まだまだ社会にあることで孤立化させられている実態があります。

保育所・幼稚園ではこれまで、同和保育・障害児保育を通して人と豊かにかかわる力こそ生きる力であると認識してきました。

同和保育では、仲間づくりの活動を通して「人のことも自分のことも好き」「自分の思いを誰に対しても言える」「仲間に対して知らんぷりしない」感性が将来、自他への信頼、人と豊かに関わる力として積み重ねられていくものと理解し、子どもたち一人ひとりに育んできました。

しかし、社会的には、人と人が豊かに温かく助けあい認めあっていく素地が希薄となり、そのような社会的風潮がお互い知り合う機会をますます妨げ、無味乾燥の関係の中で先入観や偏見、そして差別など、人権侵害へと負の作用をしている現状があります。

そのような現状にある物の見方や考え方を反映して、子どもたちの中にある生活様態において、出来ることがいいというきめつけで友達を軽く見たり、自分に自信をもてない姿になっています。大人からの子どもへの期待は大きく、自信のなさから友だちを自分より出来ないときめつけることにより、自分を守ろうとする姿もあります。

今後の課題は、子どもたちを取り巻く社会経済環境の中で、より複雑化、多様化していく子どもの背景を真正面から深く理解し、子どもの現実から保育の課題として解決していくことが必要になってきています。きめつけから、遊びや生活の中にどのような課題があるのか、仲間関係の中ではどのような課題があるのかなど、子どもの現実を見ることで、よりきめ細かな保育実践が必要となってきています。

さらに、そのような子どもへの課題を、保護者と共有し共感していくことが大切です。

そして、人間の基礎を築く乳幼児期に保育所・幼稚園だけでなく、地域社会をはじめ、保育所・幼稚園・小学校・中学校が協働し、人権の文化が当たり前根づく土壌

をそれぞれの場で築いていくことが重要となります。

また、**障害児保育**においても、基本方針策定〔昭和49年（1974年）〕から30年が経過し、本市の障害児保育は、子どもの思いに共感し、一人ひとりを大切にする保育として定着してきました。しかし、障害のある子どもが、地域で当たり前生きていくためには個々の発達課題だけでは子どもの人権は守れないということが、保育実践を通して明らかになりました。

「この子はみんなと違う」「違うことはあかん」「できることがいい」などの見方や考え方が、障害児保育を通してまわりの子どもたちに顕著に現れ、「〇〇やってえ！」と障害がある子の言い方を^{やゆ}揶揄して模倣したり、「どうせできない」とあきらめて無視したり、反面、身体面で重度の子には、「～してあげる」と優位に立ったかかわりをしたりと、障害のある子を軽視していく現状があります。

障害のある子どもは、その子なりに力をつけても仲間に認めてもらえず、みんなと横並びになることや、まわりの子に育ちが追いつくことだけを求められると、とても生きにくい状況になります。

子どもたち一人ひとりが、障害のあるなしにかかわらず、お互いに認めあい支えあって豊かに生きるためには、同和保育から学んだ人権尊重の精神を基調に、まわりの人たちの意識変革こそ重要との認識に立ち、「共に育つ」をめざして地域で当たり前生活を営むことを当然とするノーマライゼーションの視点から、「一人ひとり違っていい」を実感し受け止められる感性を育むことが重要です。

障害のある子に出会った時、子どもたちが感じたままに表現する問いかけに対して、保育者一人ひとりが、子どもと^{しんし}真摯に向きあい、人間としての対等な関係の保育を基本に位置付け、実践していくことが大きな課題です。

男女共同参画に関しての国における社会状況を見ると、「女子差別撤廃条約」の批准に始まって、「男女雇用機会均等法」「男女共同参画社会基本法」等の制定、また本市においても、「男女共同参画推進条例」「男女共同参画計画」の策定など、男女共同参画社会の実現に向けてのうねりは高まりつつあります。

しかし、実際の生活の場において、男女間の平等が実現されているかと言うと、まだまだ不十分であると言わざるを得ません。

保育の中では、男の子、女の子を色で分けてしまうことや、ごっこ遊びでの役割など、保育課題として考えてきました。好きな色、好きな遊びなど、その子の気持ちを大切にしていますが、年齢が上がってくるにしたがって社会的な価値観の影響を受け、本当のことを言えなかったり、言うことで馬鹿にされるようなこともあります。

保育者は常に感性を研ぎ澄まし、社会的・文化的に作られた性別に対して問う姿勢を持ち続け、遊びや生活の中でどのような保育をしていくかを問い返すことが重要です。

性別役割にとらわれず、真に人間としての対等・平等の精神に基づいているかを、日々の保育を通して常に点検していくことが、将来、お互いの多様な生き方を認めあい、輝いて生きることを求める子どもを育むことにつながります。

多文化共生保育について、「何もかもが異文化」という生活環境の中で生きざるを得ない子どもたちの状況は、大変厳しく不安な日々であろうことは容易に想像されます。

実際に在日韓国・朝鮮人*の子どもは「在日外国人教育に関する提言」（奈良県外国人教育将来構想検討委員会最終報告）に掲載されている中で「差別はいつも身のまわりにありました。近所の友だちのお母さんが、『あの子と遊んだらあかん』と言って仲間はずれにされた時、私はまだ自分が韓国人であることすら知りませんでした」と述べています。

在日外国人の人は、自分たちの生活文化を周囲がどのように受け止めているかを敏感に感じており、日頃からどれだけ多文化共生保育に取り組んでいるか、さらには、子ども一人ひとりの個性や多様性を尊重する保育が大事にされているか、それが在日韓国・朝鮮人をはじめとする日本に暮らす外国の子どもたちの生き方には、決定的なこととなります。

自分の国や文化が認められていることを体験する機会や、まわりから受容されているという安心感を得るためには、まず存在そのものを受け止めてもらえる場所・人が必要です。

そして、外国の子どもたちが、ありのままに生きていくことができる環境を作るには、多文化相互理解をすすめる保育・教育をカリキュラムの一つに位置付け、子どもたちには、多様な人や文化、生き方に触れる機会を多く与えることが重要な課題となります。

また、それだけではなく、これまでの保育では在日外国人の歌、食べ物などの紹介といった文化を知る取り組みのみに終わっていて、どんな保育をすることが必要なかが明確になっていませんでした。一人ひとりの個性やそれにつながる文化を認め、尊重することを通して、対等な人間関係を仲間の中でどう作るかについて考えていく必要があります。

*在日韓国・朝鮮人：歴史的経緯で在日する韓国・朝鮮人のことを表している。

A 同和保育

ア. 意義

同和保育は、人間形成の基礎を培う極めて重要な乳幼児期から全面的な成長発達を保障し、人権尊重の視点に立った豊かな人間形成と差別を許さない基礎的資質を養うことをめざした保育です。

また、差別をしない・許さない社会をつくるためには、同和地区保育所だけにとどまらず、まわりの意識の変革こそ重要であるとの認識のもと、すべての保育所・幼稚園で同和保育を推進するとともに、保育者・保護者の人権の視点に立った子育て・子育てのあり方や対等な人間関係を大切に作る仲間づくりへの取り組みを積み重ねてきました。

「同和保育基本方針」では、これまで長年に亘る部落差別がもたらした厳しい生活状況のもと、子育て・子育てに関わる多くの悩みや課題を抱えてきた保護者や子どもの尊厳を奪われている現実に学び、一人ひとりの人権が大切にされ、子どもの「生きる力」の育成や自尊感情を育み人権尊重を基盤にした、創造的な営みを総合的に推進することを提起してきました。

これら同和保育から学び培った人権尊重に根ざした保育の視点が、あらゆる差別や人権課題の解消に向けた保育の基軸として、進めていかなければなりません。

イ. 現状と課題

今日の子どもを取り巻く状況は、少子化、家族関係の希薄化、家庭や地域の子育て力の低下、子育ての孤立化・子育て不安、生活様式や価値観の多様化が児童虐待や子育ての放棄などにつながり、ますます複雑で深刻になっています。

生活環境面から見ると、親の働く姿に触れたり、家族の一員として手伝いをするなどの機会が減り、ゲームやテレビなど一人で遊ぶことが中心となることが多く、子どもの育ちに必要な実体験の不足につながっている現状も見られます。

その結果、イメージの広がり弱く遊びが発展しなかったり、好奇心を旺盛にして自ら発見・工夫・表現するなどの力や人とかかわる力の低下にもつながったりしています。

また、日常の保育所・幼稚園での生活面から見ると、子どもを取り巻く大人の価値観や人への関わりの影響を受け、乳幼児期から、自己確立の過程において、まわりとの違いを気にして、能力主義的見方や異質なものへの閉鎖的・排他的感覚から、他者を判別する尺度が出来あがってきます。それらは、先入観や偏見などによる差別的な見方やきめつけを引き起こし、力関係を生んでいきます。命令・排他・相手

の気持ちや行動を受け入れられない子ども、追従・傍観にとどまる子どもなど、固定的な力関係の構図が生まれ、否定的に見られたり排除されていたりする力関係がある中で、気持ちを押し込め十分な自己表現ができ得ない姿・肯定的な自己像が崩れていく姿、お互いの思いを大切にしあえない姿が表れます。保護者や保育者をはじめ、子どもにかかわる大人の何気ない言動や、その内面にある差別を是とする文化や社会意識、人権侵害につながる物の見方や考え方が大きく子どもに影響を与えている現状も否めません。

今後においては、きめつけが生み出される背景や原因の追究とともに、保育者自らが人権保育を推進していく役割を担う立場にいることを自覚し、人権感覚を高め差別のない社会を創造していく力を養っていくことや、学習・研修の成果を保育実践に活かすことのできる研究・充実が必要です。

さらに、人権に根ざした仲間づくりを進めていくためには、子どもをはじめ保護者、まわりの大人たちも豊かな人権感覚を持ち、信頼しあえる人間関係づくりに努め、子育て・子育ての考え方や姿勢を確立するとともに、人権を基調とした子育てネットワークの充実や、将来的な子ども像を見据えた地域の連携も視野に入れ、保育所・幼稚園・小学校・中学校までをも包括した、人権に根ざした乳幼児からの一貫した保育・教育を推進することが課題です。

課題

① 保育内容の充実

- ・ 仲間の中で子どもを取り巻く現実から、きめつけを克服するための保育課題を明らかにする。

② 人権を基調とした子育て・子育てのネットワークの充実

③ 保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校も視野に入れた地域との連携

④ 保育研修の充実

- ・ 保育者が人権感覚を高め差別のない社会を創造していく力を養う
- ・ 保育を進めるために必要な知識を、研究、交流を通して深める

⑤ 保護者啓発と地域への発信

- ・ 人権に視点を当て、保護者と共に考える双方向性を持った機会の設定
- ・ 子どもの見方や価値観を共有し、保護者同士のつながりを深める

⑥ 子どもが興味や意欲を広げることや豊かな経験・基本的生活力を育てることのできる環境整備の工夫

⑦ 子育て支援

- ・ 地域でのさまざまな行事への参加促進

- ・子育てネットや地域の育児サークルの育成支援
- ・子育てに悩む保護者同士が交流できる場の提供
- ・一人ひとりが豊かに生きていける人権文化の地域社会をめざし、人権にかかわる固定的な性別役割分担など、社会状況の解消

ウ. 目標

これまで同和保育は、人権尊重のさまざまな原理（①自然成長論の克服、②能力主義の克服、③集団主義をふまえた保育の確立、④生活と労働の結合、⑤遊びと表現の重視、⑥差別の現実から学ぶ）のもとに保育実践を通じて豊かな人間形成を図り、集団の中で共に生き、共に学び、共に育ちあう仲間づくりを推進してきました。

同時に、権利の主体としての子ども像（①差別をはね返すことのできるしなやかな体の育成、②正しい規律と組織性を身に付ける基本的生活習慣の育成、③差別を見抜き、差別を許さず、差別のない社会を創造し得る高い知的能力の育成、④人権尊重の思想を支え得る豊かな感性の育成）をめざす取り組みも展開してきました。

これらの保育実践の蓄積や実績、データ、豊富な経験を土台にして、子どもたちの中で起こるあらゆる人権侵害の根本的解決や共通した課題に向け、次の事項を同和保育の基本目標とします。

- 保育実践を通じて、子どもの豊かな人間形成を図る。
- 共に学び、共に育ち、共に生きる人権尊重の精神に根ざした保育の充実を図る。
- 乳幼児期から小・中学校など就学後の現状や育ちをふまえた一貫した保育を推進する。
- 「児童の権利に関する条約」の理念のもとに人権保育を推進する。

エ. 推進方向

同和保育は、さまざまな経験と実践に裏打ちされて、多くの成果をあげてきましたが、今日の子どもを取り巻く状況は、少子化、家庭や地域の子育て力の低下、家族関係の希薄化、高度情報化、生活様式や価値観の多様化、さらには、児童虐待、子育ての放棄など新たな問題もかかえている現状にあることや、市民社会の中では、今なお部落差別は現存しており、「子どもが差別されるのではないか」という心理的不安や悩みをかかえながら、生活している保護者の姿があります。

したがって、差別を許さない資質を育み、差別に立ち向かい解決する視点を持った保育として、同和保育の理念はこれからも重要な位置を占めるものであり、課題解決のためには、これまでの取り組みで培った経験やノウハウを生かしていく必要があります。

今後は、今までの同和保育の成果とともに、「児童の権利に関する条約」の理念のもと、子どもたちに人権文化を創造していく資質を育くむことも重要です。

そのためには、すべての子どもが自己に誇りを持ち、お互いの人格を尊重し、一人ひとりの持てる力や個性を伸ばすなど、「生きる力」の基礎を培うことのできる保育内容を創造していくとともに、保育環境の整備や研究・研修活動などにより保育の質の充実を図り、子どもの育ちや環境等の現実を基本に置き、子ども、保護者、保育者、まわりの人々との豊かな関係づくりを中心にした人権保育を推進するため、次の施策を展開します。

(1) 保育内容の充実

- ・生きる力の基礎を培う保育内容の創造
- ・子どもを取り巻く現実から保育課題を明らかにする。

(2) 保育環境の充実

- ・多様な情報の提供

(3) 研究・研修活動の充実

- ・同和問題への共通認識
- ・保育者の資質向上
- ・実践の交流・情報交換
- ・研修資料の整備
- ・保育者研修の充実
- ・人権感覚の高揚

(4) 保育所・幼稚園・小学校・中学校・地域の連携

- ・豊かな人間関係づくり
- ・ネットワークの充実・拡大
- ・人権情報の受発信

(5) 保護者との連携

- ・差別実態の把握
- ・啓発及び学習の推進

(6) 子育て支援の促進

- ・子育てに悩む保護者同士が、交流できる場の提供
- ・子育てネットや育児サークルの育成支援

B 障害児保育

ア. 意義

障害児保育は、子どもたちが真に人として対等な立場でお互いを認めあい、共に生き、共に育つことを基本とした保育です。

児童の権利に関する条約でも『児童は、いかなる差別もなしにこの条文に定める権利を尊重し確保する』と謳われているように、その理念は人権尊重の精神に基づき、人は皆一人の独立した人格を持ち、権利行使の主体として尊重されるべき存在であり障害があることで、人間としての願いや思いが奪われてはなりません。

子どもへの見方やかかわりが障害という側面にのみとらわれることなく、あるがままを受入れ多様性を認めあう、豊かなかかわりを育むための保育内容の創造が大変重要であり、お互いを理解し認め合える豊かな保育が展開されてこそ、一人ひとりの持つ発達への要求、意欲へとつながるものです。

また、障害児保育は、地域で当たり前前に生きていくためのノーマライゼーションの視点を根付かせる、大切な第一歩となります。

イ. 現状と課題

豊中市では、『障害児保育基本方針』に基づき、障害児保育を実施してから、当初の保育を受けて巣立った子どもたちは、30歳を超える年齢になっています。

障害のあるなしにかかわらず、子どもの思いに共感しながら人への信頼を築く事が保育の基本であり、「障害は特別ではなく、一人ひとりの個性である」と学び、試行錯誤を繰り返しながら保育実践を通してその実感を重ねてきました。

しかし、発達という側面で「みんなに近づけること」が障害児保育ととらえたり、「障害のある子もクラスの一員」という形式にこだわり、その子が望むか否かに関わらず、みんなと一緒にいることを求める考え方も根強くあり、障害のある友だちの気持ちに共感し、あるがままの姿を肯定できる子ども集団の質への変革が求められます。

さらに、お互いに対等で豊かな関係を築く仲間づくりの取り組みと出会うことで、障害のある子どもが、地域で、保育所で、当たり前前に生きていくためには発達を保障するとともに、まわりの差別や偏見につながる見方や関わりを克服し、能力主義的な価値観である「できる」「できない」や「違うこと」で優劣を決めるのではなくプロセスを大切にし、多様性を認めあうことこそが重要な視点であり、共に育つ保育の原点であると気づき、実践を重ねてきた現状もあります。

また、障害児保育は決して特別の保育ではなく、保育者が個々の子どもの気持ちに

共感し理解していくことで、心のよりどころとなる人との信頼感が育まれ、それを土台にして人や物への見方や考え方が広がり、自ら意欲的に働きかけ、学習する力につながることを基本に、障害児保育は、すべての子どもに通じる保育であることも保育実践の積み重ねで実感できました。

今後、その実践をより確かなものとするため、お互いを認めあい尊重しあう豊かな人間関係の中で個々の力を発揮し、共に自己実現できる保育実践が重要な課題となります。

ウ. 目標

障害児保育は、多様性を認めあい、尊重しあうかかわりを育み、真に人間として対等な関係を築き、人との豊かな営みの中で、共に持てる力を発揮することをめざす保育です。

そこで、次の事項を障害児保育の基本目標とします。

- 障害に対しての差別や偏見につながる見方や考え方、関わりを克服するために、個性や多様性を認めあい尊重しあう「共に育つ保育」を推進する。
- 人への信頼感を基本とし、仲間との関係の中で自尊感情、自己選択、自己決定する力や人と関わる力を育み、個々の持てる力を発揮し仲間と共に自己実現できる保育を推進する。
- 地域で当たり前前に生きていくために、障害者*が共に生きる仲間として受け止められ、一人ひとりの多様性を当たり前とする感性（子ども・保護者・地域）を育む保育を推進する。
- 保護者の思いや願いに学び、支えあう保護者同士のつながりを育む仲間作りを推進する。
- 保育・教育に携わる職員は、障害に対する理解を深め、共に生き、共に育つ保育の推進に向けて研鑽を重ね、人権感覚の高揚を図る。
- 障害者が、地域で当たり前前に生きていくために、保育所・幼稚園・通園施設・

* 障害者：差別の問題を考える時、障害児も含め「障害者」と表記しています。

子育て支援センター等各機関と連携し、一人ひとりの多様性を当たり前と感じる、まわりの子ども・保護者・地域を育むことを推進する。

エ. 推進方向

障害児保育は、障害のあるなしにかかわらず個々の子どもを理解するとともに、人間として対等の関係を築き共に育ちあう重要な保育と位置づけ、推進するため、次の施策を展開します。

(1) 保育内容の充実深化

- ・ 人権尊重の精神を培い、違いを認めあい、共に生き共に育ちあう保育の推進
- ・ 人権尊重に根ざし、障害者に対する偏見や差別をなくす保育の推進

(2) 保育環境の充実

- ・ 子どもが安心して生活できる設備や環境を整える。
- ・ きめつけた見方や考え方、かかわりを変えていくための取り組みを重視し、遊びや生活の中で、豊かにかかわることのできる環境設定
- ・ 自ら生活する力、遊ぶ力を獲得することができる環境

(3) 研究・研修活動の充実

- ・ 共に育ちあう保育実践の研修及び交流
- ・ 障害の特性の認識を深めるための研修の充実
- ・ 研究資料・教材などの収集と充実

(4) 保育所・幼稚園・小学校・中学校・地域の連携

- ・ 子どもの育ちを地域で育むシステムの構築
- ・ 専門機関・施設等との連携

(5) 保護者との連携

- ・ 障害者に対する偏見、差別の実態や課題のもとに、正しい認識を因るための啓発の推進
- ・ 保護者の仲間づくりの推進

(6) 子育て支援

- ・ 保育所や地域に生活する障害者の保護者に対して、地域での保育・療育^{りょういく}や生活に関する情報の提供や子育ての悩みに対する相談・指導の充実

C. 男女共同参画保育

ア. 意義

男女共同参画保育は、子どもたちが性別にかかわらず一人の人間として尊重され、自分らしく生きることが認められる社会の実現に向けて、誰もがお互いの個性や意思を尊重しながら、男女平等の気持ちを育む保育です。

このような保育のあり方を日々展開していくことで、男女が共に尊重され、人間らしくいきいきと暮らすことのできる社会の実現につながっていきます。

これまで社会的・文化的に作られた性別によって、社会および日常生活の中で性による格差や人権侵害が存在しています。

世界で、日本で、豊中市で男女共同参画に関わって法制度上の男女平等が整備される等、さまざまな動きが見られ、平成 12 年に施行された保育所保育指針「保育の方法」においても、「子どもの性差や個人差にも留意しつつ性別による固定的な役割分担意識を植え付けることのないように配慮する」と示されています。

固定的な性別役割分担にとらわれず、毎日の暮らしを自分自身の手で豊かにしていく楽しさを伝達する保育の充実が重要です。

イ. 現状と課題

今、社会には「男は強く、女は弱い」「責任ある仕事は女性には任せられない」「家事・育児は女性の仕事」等の考え方が根強くあり、育児休業はほとんど女性が取得するという現状があります。

これらの考え方が、乳幼児期からの成長過程で知らず知らずにすり込まれて、まだまだ一人ひとりが自己実現をしにくい状況です。

社会や家庭からの影響を受けた子どもたち自身に「男らしさ」「女らしさ」にこだわる姿が見られたり、人を性による固定的な役割分担によって判断したり、男の子に赤やピンクの色はおかしいとっていたり、強く言い返す女の子は避ける傾向があるなど、社会や家庭からの刷り込みがさまざまな状態であらわれているのがわかります。

これからの課題を解決しようと思うと、性差別が根強くあるため、保育所・幼稚園の取り組みだけでは難しく、保護者・地域・社会にある慣習・男女に対する固定観念を変革していくための働きかけが不可欠となります。

また、今の社会的システムには残業が日常的にあるなど、男性が子育てに参加したくてもできない状況があり、制度上は当然のことですが、実態としても男性が参加しやすい方法を創出することが求められます。

一方、保育所・幼稚園においては、自尊感情を育み、自他を大切にする保育を推進するとともに、自分の存在に気付く時期、友だちの姿が見えてくる時期など発達段階に応じ、さまざまな機会を通して男女共同参画の理解を深める取り組みを、保育活動の中に組み入れていくことが望まれます。

また、乳幼児期は、まわりの大人から多様な価値感が内面化され、影響を受ける時期であることを認識し、男女共同参画保育を推進するための保育・教育にかかわる職員の人権感覚を磨くことも、大切な課題の一つと言えます。

ウ. 目標

男女共同参画推進保育は、固定的な性別役割にとらわれずお互いの個性や意思を尊重しながら、一人ひとりが個性を生かして自分らしく生きることをめざす保育です。

そこで次に掲げることがを男女共同参画保育の基本目標とします。

- 幼稚園・保育所をはじめ、地域、家庭などのさまざまな場において、男女間の平等に対する理解を深める保育を推進する。
- 保育の場において、自尊感情を育み自分も友だちも大事にする保育の推進と合わせ、性差にとらわれず男女共同参画が当たり前になる保育を推進する。
- 保育所・幼稚園・小学校・中学校・地域が連携し、一貫した男女共同参画推進保育・教育を推進する。
- 男女共同参画保育を推進するための保育・教育にかかわる職員の人権感覚を磨くことを推進する。

エ. 推進方向

男女共同参画社会の実現のためには、お互いの個性や意思を尊重しながら性別にかかわらず、人間としての平等観を育み、自立の意識を持つことが不可欠です。人権尊重、男女平等の視点を育てるためにも、乳幼児期からの保育・教育は極めて重要です。そのような視点に立って男女共同参画保育を推進していくために次の施策を展開します。

(1) 保育内容の充実

- a) 保育実践を通して、豊かな人間形成を図る保育を推進する。
 - ・ 固定的な考え方に縛られず、子どもたち自身が自分の個性を発揮できるような豊かな仲間との関係を育てる。
- b) 人権を尊重する精神を培い、共に生き学びあい、共に育ちあう保育
 - ・ 生活の中にある偏見・差別意識を見直し個性の違いを認めつつ、人権尊重の視点で保育を推進する。

- ・ 男女共同参画をめざす保育を系統的・継続的に進めると共に、定期的に点検し充実を図る。

(2) 保育環境の充実

- ・ 友だちとの関わりの中で、性別による固定観念にとらわれない保育をめざし、遊びや生活を形成する環境を整える。
- ・ お互いの個性を認め、一人ひとりが大切にされ育ちあう環境を整える。

(3) 研究・研修活動の充実

a) 人権を尊重する保育を推進するため、保育者の人権感覚の醸成

○男女共同参画をめざす保育研修の充実を図る。

- ・ 社会的・文化的につくられた性別役割分担の実態を問い直し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進する研修を進める。
- ・ 体系的に人権尊重と男女平等について学ぶ研修会を実施する。

b) 人権を尊重する視点に立った保育について、実践力の更なる充実と発展

- ・ めざす子ども像に向けての研究や研修の充実を図る。

(4) 保育所・幼稚園・小学校・中学校・地域の連携

a) 男女共同参画保育・教育の視点に立った保育・教育の推進

- ・ 保育所・幼稚園・小学校・中学校・地域の連携・ネットワークの構築を図る。
- ・ 保・幼・小・中が一貫して計画的・継続的に男女共同参画の視点に立った保育・教育に取り組むための情報交換・交流を図る。

(5) 保護者との連携

- ### a) 日頃の保育を通して、固定的な性別役割にとらわれない保育の重要性を伝え、理解を求める。

(6) 子育て支援の充実

a) 保護者への情報提供と啓発

- ・ 性別にかかわらず、一人の人間として尊重され、自分らしく生きるための情報提供や啓発を図る。

D 多文化共生保育

ア. 意義

多文化共生保育は、多様な文化に対する偏見や差別をなくし、異なる文化背景（国籍・民族・人種・宗教・言語など）を持つ子どもたちと共に生き、共に育ちあう環境を創りだそうとする保育です、

一方、それぞれの文化に対する自覚と誇りを高め、すべての子どもが自分らしく生きるために必要な力を身につける保育でもあります。

その中で豊かな感性・人間性を育み、お互いの人権を尊重し活かしあい、共に生きる仲間として、社会を形成しようとする考え方の土台を育むためには、欠かすことができない保育と言えます。

従って、それぞれの文化を相互に正しく理解することを基に、多様な文化を当たり前とする感性を育む保育・教育が重要です。

多文化共生保育をより推進させるために、保育・教育にかかわる全職員は特に在日韓国・朝鮮の人たちをはじめ、多様な文化を背景に持つ人びとの歴史的・経済的・政治的背景や生活の実態・背景を通して正しく理解すると共に今後、保育・教育計画に位置付け、根付かせていく必要があります。

イ. 現状と課題

現状

「多文化」という概念は、文化的・言語的背景の異なることから生じる違いを互いに認め合い、差別、偏見をなくし国籍や言語、文化的な多様性を包括していこうという姿勢に基づきます。

豊中市では、平成 15 年度（2003 年度）において、十数カ国からきた 51 名の子どもたちが公立の保育所・幼稚園に入所・入園しています。

日本語でのコミュニケーションをとることが困難である保護者に対しては、保育所・幼稚園のシステムの違いや、所内・園内生活に対する不安を少しでも取り除くための支援を、国際交流をすすめる団体等の協力を得て行っています。また、日本語を少しずつ理解して来られた段階では、ルビを打つ・ひらがなで表現する等、配慮をしてきました。

母語*である第一言語が習得されてこそ、暮らしている国の言語である第二言語

*母語：「親から子どもに語られることば」という意味での「母語」

国の共通語とは違う場合もあるので「母国語」とは区別する

が共に伸びると言われており、母語を消してまで必死で日本に馴染もうとする子どもの姿は、母国に対する自覚と誇り、そして自尊感情をどう育むかの課題を提起しています。

渡日するまでにどれだけ母語を獲得しているかによりますが、アイデンティティを保ち、自らの文化に誇りを持つためにも、二言語間に生きる子どもの発達面においては、遊びを通して視覚や感覚で吸収し力をつけていく現状があります。

反面、友だちとのトラブル等、細かい部分の原因や微妙な心の動き等、伝わりにくい現状があります。就学後の学力を保障するためには、幼児期から実体験を積み重ね、生活経験を豊かにすることで抽象的な知識の獲得、例えば探究心、空間把握*、^{ひゅ}比喩の言葉等、細かい部分のニュアンスの理解についても掌握し、力をつけていくことが課題となります。

大阪府の在日外国人の子育てに関する調査では、子どものいじめの問題、言葉、病気に関することの悩みがあげられ、保護者自身は、コミュニケーションがうまく取れない現状から、どんどん言葉を覚えていく子どもと立場が逆転し、民族の誇りを伝え切れず親子の溝が深まるという深刻な悩みなど、不安を抱えての生活や、自尊感情を持たない姿が浮き彫りになっています。

そこで、子どもが就学するまでに、地域で人と関わりながら安心して暮らしていける土壌を作ることが求められています。

特に、本名が名乗れないままに生きている在日韓国・朝鮮の人に対する偏見、差別がある現状を踏まえ、渡日・在日の人々に対して深く理解していくことが重要です。

課題

- ・行政面で、外国人市民が理解でき、利用しやすいシステム等の改善と充実
- ・保育所・幼稚園における多様な文化を背景に持つ保護者の仲間づくり
- ・多様な文化（それぞれの文化）に対する自覚と誇りへの理解と尊重
- ・多文化共生保育推進のための研修の充実と参加に向けた環境整備
- ・在日韓国・朝鮮人をはじめとする日本に暮らす外国人のおかれている。実態や歴史的・経済的・政治的背景を認識し、理解を深める。
- ・保護者とのコミュニケーションを充実するための環境整備

* 空間把握：方向・位置・奥行き・距離・広がり・形状等、言葉と併せて実際の空間の状況が認識できること。

ウ. 目標

- 国籍・民族・人種・宗教・言語など、文化が多様であることを明確にし、尊重し認めあうことにより、自分らしく生きるために必要な力を身につける保育を推進する。
- それぞれの文化に対する自覚と誇りや自尊感情を育む保育を推進する。
- 日本人保護者が、多様な文化を持つ人びとについての理解を促進するような働きかけや、子どもの課題を共有する保護者の仲間づくりを推進する。
- 子どもだけでなく、同じ立場におかれている保護者同士のつながりを育む仲間づくりを推進する。
- 在日韓国・朝鮮人をはじめとする日本に暮らす外国人のおかれている生活背景や実態から学び、違いから偏見や差別が生じない保育を推進する。
- 保育・教育に関わる職員は、それぞれの国籍・民族・人種・宗教・言語など文化が多様であることに対する理解を深め、人権感覚（感性）の高揚を推進する。

エ. 推進方向

(1) 保育内容の充実深化

- a) 人権尊重の精神を培い、多様な文化を背景に持つ人びとと共に生き、共に認めあい、共に育ちあう保育の推進
- b) 人権尊重に根ざし、違いによる偏見や差別を生みださない保育の推進
- c) 各々の国の文化の違いを認めあい、豊かな感性を育み、お互いの人権を尊重し、活かしあう保育の推進（多様なことを理解し、大切にできる保育の推進）
- d) 自分の国の文化に誇りを持ち、自尊感情を育む保育の推進

(2) 保育環境の充実

- a) 多様な文化を肯定できる環境の推進
 - ・ 多様な文化の中で人的・物的に、こどもが安心して生活できる環境を整える。
 - ・ さまざまな国籍・民族・人種・宗教・言語等に触れる環境を整える。

b) 社会にある偏見やきめつけを人権尊重の視点で読み解き、変えていける環境の推進

- ・きめつけた見方や関わりにこだわり、遊びや生活において、子どもが豊かに関われる環境をつくる。
- ・子どもの環境としてのメディア等、子ども自身が人権尊重の視点で読み解く力の芽を育む。

(3) 研究・研修活動の充実

a) 多文化共生保育研修の充実と研修の参加に向けた環境整備の推進

- ・さまざまな国、民族、人種・宗教・言語等、それぞれの文化やその歴史的背景の認識と理解を深めるための講座、研修の充実

b) 研究資料・教材などの収集と充実

c) 学習の機会と研究開発の推進

d) 国際交流をすすめる市民団体との交流の推進

- ・情報の収集と実態把握

(4) 保育所・幼稚園・小学校・中学校・地域の連携

- ・外国の子どもの言葉・生活・家庭背景を知り、子どもの育ちを保・幼・小・中・地域で育むシステムの推進

(5) 保護者との連携

a) 多文化の交流と啓発の推進

- ・生活状況や課題、外国人差別の実態について認識を図る。
- ・言葉・文化・生活等、お互いが学び合あう場の充実を図る。

b) 保護者の仲間作りの推進

- ・保護者同士が出会い、共に語りあい、支えあう場の設定と充実

(6) 子育て支援

- ・日本語でのコミュニケーションを図ることが困難な外国人保護者に対し、保育・教育にかかわる情報の提供や子育ての悩みに対する相談、指導の充実
- ・保育所・幼稚園・通園施設・子育て支援センター・地域における外国人保護者の仲間づくり

地域支援

ア. 意義

ライフスタイルが多様化している今日、保護者は子育てに対して喜びを感じながらも、不安や悩みをかかえています。

また核家族化の進行、男女共同の子育てが依然として定着していないこと等を受け、孤立化した中で育児不安や子どもへの虐待が生じたり、大人の傷ついた感情をぶつけたり、不適切な育児の中で子どもが傷ついていたりしがちなのです。

さらに、現在の社会状況の中で子育て、子育て力の低下に加え、地域社会の変化により家庭と地域のつながりが薄くなっています。

このため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、地域が連携を図り、社会的な支援や共同の子育てを行なうことが必要です。

なお、平成 15 年（2003 年）11 月、児童福祉法の改正により保育士資格が法定化され、日頃、保育所に通っていない子どもとその保護者に対する指導も義務付けられ、保育所の業務としてはじめて「保護者に対する保育指導」が位置付けられたことから、保育所の持つ子育て機能を地域の子ども、保護者にも提供していくことが必要です。

イ. 現状

今日、少子高齢化の進展や核家族化の進行の中で、子どもたちや保護者を取り巻く環境はより一層複雑さを増しています。このような中、子育てに様々な不安を抱える家庭が増えるなど、地域全体での子育てが課題となっています。

「児童の権利に関する条約」の趣旨をふまえ、人権尊重の視点から乳幼児の健全な育成と福祉の増進を図るために、拠点施設として子育て支援センター“ほっぺ”と、保育所の子育て機能を生かした地域子育て支援センター（西丘・蛍池・島田・豊中人権まちづくりセンター保育所内）が共に地域に密着した子育て支援を進めています。

しかし、電話相談の大半は母親からの相談で「子どもを可愛く思えない」「つい、たたいてしまう」等、子どもにかかわる悩みが多く聞かれます。

その背景には、地域社会では人とのつながりの希薄さから孤立化し、いわゆる密室保育となり、一人で悩みを抱え込み育児不安に追い込まれる状況が多くある等、自己喪失に陥る保護者の悩みは深刻です。

今や、子育ては家庭だけでは解決がむづかしい現状にあります。

ウ. 課題

子どもに友だちがなく、保護者にも子育ての悩みを相談できる仲間がないという

現状の中で、いつでも誰でも必要な時に相談できる場や集える場、子育てにかかわる情報提供等が求められています。それと共に、虐待の早期発見や本当に支援を必要とする家庭（ひきこもりの家庭）を対象に、発見する仕組み、支援する仕組み、仕掛け作りが必要とされています。

また、地域の人たちが保育所や地域子育て支援センターへ出向くのを待つだけでなく、支援を必要としている子育て中の家庭にいつでも出向いて相談にできるソーシャルワーカーの配置等、具体的に求められる支援を行なうことができるシステム作りと、支援センター・保育所・幼稚園の利用や、相談が困難な家庭への支援を図るために、関係機関や地域との連携が必要です。

一方、幼稚園・保育所は、地域の子育ての拠点としての豊富な保育資源を有する場として地域に根付いていくために、一層、ニーズに即した取り組みを充実させていく必要があります。職員全体として地域における共同の子育ち、子育ての拠点であるという意識を高めると共に、地域を含めた子育て支援を保育に関わる職員一人ひとりが担っていかなければならないという、更なる意識改革を行うことが重要です。

子育て力の低下が叫ばれていく中、真に幼稚園・保育所の子育て機能を活用するためには、具体的にどのような取り組みが必要かを検討していく必要があります。例えば地域交流への参加での成果の検証と共に計画的にクラスに入り込み、親子で保育を受けることが可能なプログラムの作成やその活動の積み重ねを経て、単発でないつながりを築いていくことが重要な課題となります。

エ. 目標

- 子育て中の保護者を支える地域ネットワークづくりを推進する。
- 子育て中の保護者の仲間づくりへの支援を推進する。
- 子育て中の保護者の見守り機能を推進する。
- 子育ち・子育てに関する相談の充実及び情報提供を図る。
- 地域の子育て力の向上を図る。
- 仕事と子育てが両立できる条件整備を図る。
- 性別役割にとらわれず、共に参加する子育ての支援を図る。
- すべての子どもの人権が尊重される子育てへの支援を図る。
- 虐待の予防と対応に係る、関係機関との連携を図る

オ. 推進方向

- (1) 子どもたち一人ひとりの人間としての尊厳が守られ、豊かに生きていくために地域社会全体で子育ち・子育てを支援、活性化する地域ネットワークづく

りの推進

- (2) 親子が気軽に集える場の確保を図るとともに、子育てサークルの立ち上げや実際の活動、活動の活性化のための相互交流などを支援し、子育て中の保護者が子育ての悩みや喜びを共有することができる仲間づくりの推進
- (3) 同和地区等、社会にある差別につながる意識からしんどい思いをさせられる保護者が解放され、当たり前前に生きることを地域のつながりの中で築いていくための推進
様々な差別により、孤立化されている保護者が地域の中でつながり、子育てしていく仲間づくりの推進
- (4) 子育ての支援を受けずに、家庭にこもって孤立化している保護者や育児不安に陥っている保護者などを、深刻な状況になる前に早期発見して適切に対応するため、子育てに関心のある地域住民がボランティアとして子育てに参加する気運作りなど、地域で、共に子育てをしていく関係の推進
- (5) 地域における虐待の予防とその対応のために、関係機関が積極的に参加したネットワークとして内容の充実を図り、地域における虐待予防体制を推進
- (6) 子どもや子育て中の保護者がかかえる悩みや不安が増大している中、悩み・不安の軽減や心のケアなどを行なうための相談支援体制を充実するとともに相談機関や多様な支援制度などについて適切な情報提供の推進
- (7) 「女の子はこうあるべき」「男の子はこうあるべき」といった社会的・文化的に作られた性別や固定的な役割分担ではなく、一人ひとりの個性を尊重した子育てと、性差にとらわれず、共に子育てする男女共同の子育てを推進
- (8) 幼稚園や保育所は豊富な子育て機能を有する場として地域の子育ち・子育て支援を担う存在であるとの認識に立ち、小学校・中学校・高等学校までも視野に入れ、人権を基本とした子育て支援の推進
- (9) 障害をもつ子どもたちが、地域で自己実現して生きていくためには個の発達だけでなくノーマライゼーションの視点で、共に生きる仲間として認められ、いろいろな友だちがいることが当たり前となるまわり（子ども、保護者、地域）を育む。
- (10) それぞれの国の誇りとしている文化を知り伝えあうと共に、外国人の保護者の思いに共感し共に子育てすることを大切にすることで、多様性を認めあう子育ち・子育ての推進

子どもの人権・子育て支援にかかわる施策について

| 年 | 国際社会の取り組み | 年 | 日本の取り組み | 年 | 豊中市の取り組み |
|---------------|----------------------------------|---------------|------------------------------------|---------------|--|
| 1948 (S23) | 世界人権宣言国連 総会で採択 | | | | |
| 1976 (S51) | 世界人権規約発効 | | | | |
| 1989 (H1) | 児童の権利に関する条 約の採択 (こどもの権利条約) | 1990 (H2) | 保育所保育指針 25 年ぶ りに改訂 | 1990 (H2) | 子育て相談事業開始 (豊島) |
| 1990 (H2) | 児童の権利に関する条 約の発効 | 1991 (H3) | 幼稚園幼児指導要録改定 | 1992 (H4) | 子育て相談事業開始 (西丘) |
| | | 1994 (H6) | 幼稚園教育要領施行 第 14 期「中央教育審議 会」答申 | 1994 (H6) | 親と子のあそびのひ ろば開設 |
| | | 1995 (H7) | 児童の権利に関する条約 批准 (こどもの権利条約) | 1995 (H7) | ふれあい子育て相談 実施(全市立保育所) |
| | | 1996 (H8) | 第 15 期「中央教育審議 会」発足 | 1996 (H8) | 地域子育て支援セン ター設置(西丘保育所 内) |
| | | 1997 (H9) | エンゼルプラン策定 | 1997 (H9) | 「豊中市域虐待問題 連絡会議」設置 |
| | | 1999 (H11) | 第 15 期「中央教育審議 会」第一次答申 | 1999 (H11) | 子育て支援課設置 |
| | | 1998 (H10) | 児童福祉法改正 | 〃 | 豊中市子ども総合計 画策定 |
| | | 1999 (H11) | 新エンゼルプラン策定 | 2000 (H12) | 地域子育て支援セン ター設置(蛍池・島田 保育所内) |
| | | 2000 (H12) | 保育所保育指針改訂 幼稚園教育要領改訂 | 2001 (H13) | 豊中市子ども総合計 画推進計画策定 |
| | | 2001 (H13) | 児童虐待の防止に関する 法律 制定 | 〃 | 子育て支援センター 『ほっぺ』開設 |
| | | 2003 (H15) | 幼稚園教育要領 施行 | 2003 (H15) | 子ども未来部設置 |
| | | 2003 (H15) | 次世代育成支援対策推進 法 制定 | 〃 | 幼児教育課設置 |
| | | 2004 (H16) | 児童虐待の防止に関する 法律の一部を改正する法 律 制定 | 2004 (H16) | 地域子育て支援セン ター設置(豊中人権ま ちづくりセンター内) 子育て総合支援事 業 |

同和問題にかかわる施策について

| 年 | 日本の取り組み | 年 | 大阪府の取り組み | 年 | 豊中市の取り組み |
|---------------|--|---------------|--|---------------|--|
| 1871 (M4) | 解放令公布 | 1951 (S26) | 大阪府同和事業促進協議会結成 | 1923 (T12) | 豊中水平社 創立 |
| 1922 (T11) | 全国水平社創立 | 1966 (S41) | 大阪府同和対策審議会 答申 | 1953 (S28) | 豊中市同和事業促進協議会 発足 |
| 1948 (S23) | 「世界人権宣言」国連総 会で採択 | 1967 (S42) | 大阪府同和教育基本方針 制定 | 1955 (S30) | 児童館の開館 |
| 1960 (S35) | 同和対策審議会設置（内 閣総理大臣諮問機関） | 1969 (S44) | 大阪府同和対策審議会 答申 | 1968 (S43) | 豊中市同和対策室設置 |
| 1965 (S40) | 同和対策審議会答申 | 1984 (S59) | 大阪府同和対策審議会 答申（部落差別につな がる身元調査をなくする方 策について） | 1969 (S44) | 豊中市同和対策審議会設置 〃 豊中市同和対策事業長期計 画策定 |
| 1969 (S44) | 同和対策事業特別措置法 （同対法）施行（10年＋ 3年延長） | 1985 (S60) | 大阪府部落差別事象に係 る調査等の規制等に関す る条例 制定 | 1971 (S46) | 豊中市同和教育基本方針策 定 |
| 1982 (S57) | 地域改善対策特別措置法 （地対法）施行（5年） | 1986 (S61) | 大阪府同和教育基本計画 策定 | 1973 (S48) | 豊中解放会館竣工 |
| 1987 (S62) | 地域改善対策特定事業に 係る国の財政上の特別措 置に関する法律（地対財 特法）施行（5年＋延長5 年＋延長5年） | 1988 (S63) | 大阪府同和対策審議会 答申（大阪府における今 後の同和行政のあり方に ついて） | 1976 (S51) | 蛍池解放会館竣工 |
| 1993 (H5) | 同和地区実態把握等調査 実施 | 1996 (H8) | 大阪府同和対策審議会 答申（大阪府における今 後の同和行政のあり方に ついて） | 1984 (S59) | 人権擁護都市宣言 |
| 1996 (H8) | 地域改善対策協議会意見 具申 | 1996 (H8) | 大阪府個人情報保護条例 施行 | 1986 (S61) | 豊中市同和保育基本方針策 定 |
| 1997 (H9) | 人権擁護施策推進法施行 〃 | 1997 (H9) | 大阪府同和行政基本方針 改訂 | 1992 (H4) | 豊中市人権啓発基本方針策 定 |
| 1999 (H11) | 人権擁護推進審議会『教 育・啓発に関する施策の 総合的な推進』答申 | 1997 (H9) | 大阪府同和行政推進プラ ン 策定 | 1998 (H10) | 豊中市同和対策審議会答申 （豊中市における今後の同 和行政について） |
| 2000 (H12) | 同審議会『人権救済制度 の在り方に関する中間答 申』 | 1998 (H10) | 大阪府人権尊重の社会づ くり条例 施行 | 〃 | 豊中市同和行政基本方針 |
| | | 1999 (H11) | 人権教育基本方針及び人 権教育推進プラン策定 | 1999 (H11) | 人権文化のまちづくりをす すめる条例 施行 |

| 年 | 日本の取り組み | 年 | 大阪府の取り組み | 年 | 豊中市の取り組み |
|---------------|---|---------------|--|---------------|--|
| 2000 (H12) | 人権教育及び人権啓発の 推進に関する法律施行 | 2001 (H13) | 大阪府人権施策推進基本 方針策定 | 2000 (H12) | 人権文化のまちづくりをす すめる協議会設置 |
| 2001 (H13) | 人権擁護推進審議会答申 | 〃 | 大阪府同和对策審議会 答申（大阪府における今 後の同和行政のあり方に ついて） | 2000 (H12) | 豊中市同和行政推進プラン 策定 |
| 2002 (H14) | 地域改善対策特定事業に 係る国の財政上の特別措 置に関する法律 (地対財特法) 失効 | 2002 (H14) | 大阪府人権保育基本方針 策定 | 2001 (H13) | 「解放会館」が「人権まちづ くりセンター」に名称変更 |
| | | | | 2001 (H13) | 豊中市人権教育・啓発基本計 画策定 |
| | | | | 2002 (H14) | 豊中市人権教育基本方針策 定 |
| | | | | 2003 (H15) | 人権文化のまちづくりをす すめる協議会 答申 |
| | | | | 〃 | 豊中市同和对策審議会答申 (豊中市における地対財特 法経過措置終了後の同和行 政のあり方について) |
| | | | | 2003 (H15) | 豊中市同和保育基本方針実 施計画 策定 |

障害者にかかわる施策について

| 年 | 国際社会の取り組み | 年 | 日本の取り組み | 年 | 豊中市の取り組み |
|---------------|----------------|---------------|---------------------|---------------|----------------------------------|
| | | 1949 (S24) | 身体障害者福祉法施行 | | |
| | | 1950 (S25) | 精神衛生法 | 1972 (S47) | 豊中市中心身障害者対策協議会（現豊中市障害者施策推進協議会）設置 |
| 1971 (S46) | 知的障害者の権利宣言 | 1960 (S35) | 精神薄弱者福祉法施行 | 1974 (S49) | 豊中市障害児保育基本方針策定 |
| | | 〃 | 身体障害者雇用促進法施行 | 1976 (S51) | 心身障害者対策協議会答申 |
| 1975 (S50) | 障害者の権利宣言 | 1970 (S45) | 心身障害者対策基本法 | 1978 (S53) | 豊中市障害児教育基本方針制定 |
| | | 1980 (S55) | 国際障害者年推進本部設置 | 1980 (S55) | 豊中市国際障害者年推進本部（現障害者施策推進本部）設置 |
| 1981 (S56) | 国際障害者年 | 1981 (S56) | 障害者の日（12/9） | | |
| | | 1982 (S57) | 国の「障害者対策に関する長期計画」施行 | | |
| 1983 (S58) | 国際障害者の10年 | 1984 (S59) | 身体障害者福祉法改正 | 1984 (S59) | 心身障害者対策協議会第二次答申 |
| 1992 (H4) | | 1987 (S62) | 精神保健法（改正） | 1986 (S61) | 豊中市障害者対策に関する長期計画制定 |
| 1993 (H5) | アジア・太平洋障害者の10年 | 1993 (H5) | 障害者基本法制定 | | |
| 2002 (H14) | | 〃 | 障害者対策に関する新長期計画 | | |
| | | 1994 (H6) | 障害者プラン | | |
| | | 1995 (H7) | 精神保健福祉法に改正 | 1998 (H10) | 豊中市第二次障害者長期計画 |
| | | 1999 (H11) | 知的障害者福祉法に改正 | 2003 (H15) | 支援費制度開始 |
| | | 2002 (H14) | 障害者基本計画 | | |

男女共同参画にかかわる施策について

| 年 | 国際社会の取り組み | 年 | 日本の取り組み | 年 | 豊中市の取り組み |
|----------------|---|---------------|--|---------------|--|
| 1975 (S50) | 国際婦人年 | 1975 (S50) | 婦人問題企画推進本部 設置 | 1983 | 豊中市婦人問題推進本部 |
| 〃 | 第1回世界女性会議開催 世界行動計画 採択 | 1975 (S50) | 婦人問題企画推進会議 設置 | (S58) | 設置 |
| 1976 (S51) | 国連婦人の10年 | 1977 (S52) | 国内行動計画 策定 | 1984 (S59) | 豊中市女性問題審議会 設置 |
| 1985 (S60) | | | | 1985 (S60) | 豊中市女性問題推進会議 「豊中市における女性の ための199の提言」 |
| 1979 (S54) | 女性差別撤廃条約 採択 | | | 1986 (S61) | 豊中市女性問題審議会答 申(第一次～六次) |
| 1980 (S55) | 第2回世界女性会議開催 | | | 〃 | |
| 1985 (S60) | | 1985 (S60) | 女性差別撤廃条約 批准 | 1996 (H8) | |
| 1979 (S54) | 第3回世界女性会議開催 女性の地位向上のための ナイロビ将来戦略 採択 | 1987 (S62) | 西暦2000年に向けての 新国内行動計画 策定 | 1988 (S63) | 女性政策課 設置 |
| 1993 (H5) | 「女性に対する暴力の撤 廃に関する宣言」採択 | 1994 (H6) | 男女共同参画審議会 設置 | 1990 (H2) | 女性政策基本方針 策定 |
| 1995 (H7) | 第4回世界女性会議開催 北京行動綱領 採択 | 1996 (H8) | 男女共同参画2000年プ ラン策定 | 1994 (H6) | 女性政策実施計画 策定 |
| | | 1997 (H9) | 男女雇用機会均等法改正 | 1998 (H10) | 女性政策実施計画(第一 次見直し)(改定) |
| | | 1999 (H11) | 男女共同参画社会基本法 制定 | 2000 (H12) | 豊中市男女共同参画推進 センターすてっぷ開設 |
| 2000年 (H12) | 女性2000年会議 「北京宣言及び行動綱領 の実施促進のための更な る行動とイニシアティ ブ」採択 | 2000 (H12) | 男女共同参画基本計画 策定 | 2002 (H14) | 豊中市女性問題審議会 答申 |
| | | 2001 (H13) | 男女共同参画会議設置 | 2003 (H15) | 男女共同参画推進課(名 称変更) |
| | | 〃 | 配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関す る法律 (DV防止法)制定 | 〃 | 豊中市男女共同参画推進 条例 制定 |
| | | | | 〃 | 豊中市男女共同参画苦情 処理委員会 設置 |
| | | | | 〃 | 豊中市男女共同参画計画 策定 |

多文化にかかわる施策について

| 年 | 国際社会の取り組み | 年 | 日本の取り組み | 年 | 豊中市の取り組み |
|---------------|-----------------------------|---------------|-----------------------------------|---------------|--------------------------------|
| 1948 (S23) | 世界人権宣言採択 | | | 1980 (S55) | 豊中市在日外国人教育基本方針 策定 |
| 1954 (S29) | 難民の地位に関する条約 発効 | 1979 (S54) | 国際人権規約 批准 | 1981 (S56) | 職員採用の国籍条項をすべての職種で撤廃 |
| 1969 (S44) | 人種差別撤廃条約発効 | 1981 (S56) | 難民条約批准 | 1989 (H1) | 国際交流推進会議設置 |
| 1976 (S51) | 国際人権規約 発効 | 1985 (S60) | 改正国籍法施行（父母両系主義となる） | ” | 国際交流委員会を設置 |
| ” | アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約 発効 | 1990 (H2) | 改正出入国管理及び難民認定法の施行 （日系人に定住ビザ発給） | 1991 (H3) | 人権文化部新設 |
| | | 1991 (H3) | 入管特例法施行 （措置永住制度実施） | ” | 文化課国際交流係 設置 |
| | | 1995 (H7) | 人種差別撤廃条約 批准 | ” | 国際交流委員会が「豊中市のめざす国際交流」を提言 |
| | | 2000 (H12) | 改正外国人登録法施行（指紋捺捺制度全廃） | 1993 (H5) | （財）とよなか国際交流協会 設立 |
| | | | | ” | とよなか国際交流センター開設 |
| | | | | 1994 (H6) | 国際化施策推進会議へ改組 |
| | | | | 1998 (H10) | 国際化施策推進懇話会設置 |
| | | | | 1999 (H11) | 国際化施策推進懇話会「今後の国際化施策のあり方について」提言 |
| | | | | ” | 文化国際課（名称変更） |
| | | | | 2000 (H12) | 国際化施策推進基本方針策定 |
| | | | | ” | 外国人市民市政参加検討委員会設置 |
| | | | | 2002 (H14) | 「外国人市民の市政参加について」提言 |
| | | | | 2003 (H15) | 文化芸術・国際課（名称変更） |
| | | | | ” | 外国人市民会議設置準備会議 設置 |

